

社会福祉法人児童愛護会

児童養護施設 一宮学園

令和 7 年度
(2025)
事業計画



目 次

I 経営計（短期・中長期）	1
II-1 重点実施項目	2
II-2-1 職場環境の整備	
勤務体制	5
コミュニケーションの充実	6
II-2-2 調理技術の向上衛生管理	
児童の嗜好に合った食事の提供	7
衛生管理・感染症の対策	7
II-3-1 福祉サービスの質の向上にむけた取り組み	
支援内容の説明責任	8
生活環境の整備	8
自立支援計画の充実	8
被措置児童虐待防止への取り組み	8
福祉サービス推進委員会の実施	8
II-3-2 人材の育成	
計画的な内部・外部研修の推進	9
基本理念に基づいた部署目標の設定	9
個別研修計画と研修受講履歴のデータ化	10
新任職員研修	10
II-3-3 組織体制の確立	
業務分担表の実行・評価	11
ルール化された会議の実施	11
生活支援課・専門課による支援体制の強化	11
II-4 委員会活動	
運営委員会	12
ケア検討委員会	12
食生活委員会	13
地域交流委員会	13
生教育委員会	14
防災委員会	14
II-5-1 他機関との連携	
東京都・千葉県担当課との連携	15
児童相談所との連携	15
医療機関との連携	15
CAPの継続的な実施	15
養成校との連携	16
児童に関わる各種団体との連携	17
はじめのいっぽ後援会との連携	17
II-5-2 地域との連携	
幼稚園、小中学校、高校との連携	18
地域防犯パトロール（青パト隊）の実施	18
一宮学園組織図	19

基本理念

社会福祉法人児童愛護会

ひとりひとりの幸せのために、共にあゆむ

本法人は、利用者の立場に立った、質の高いサービスを提供することを第一と考え、利用者ひとりひとりの気持ちを尊重したサービスの提供を行います。また、地域との交流の推進を図り安心と信頼で結ばれる社会福祉施設、事業の運営を行います。

一宮学園

こどものしあわせ

こどものしあわせとは、周囲からあるがままの自分を受け止められ、愛で満たされることだと私たちは考えます。時に間違いや失敗をしますが、それらを含めたすべての経験が、その子自身のかけがえのない成長の糧となると信じます。

他の何物でもなく自分そのものが愛されているのだという実感の積み重ねの中でのみこどもの心は満たされ、ようやく自分自身を愛することができるようになり、そして、その延長線上にこそ他者を愛する気持ちも芽生えるのだと考えます。

私たちは、こどものしあわせの実現にむけ、常に子どもと共に成長しあうおとなでありたいと考えます。

一宮学園 行動指針

1. 私たちは、子どもの利益を最優先に考え専門性をもって養育にあたります。
2. 私たちは、思い込みや偏見をなくし、子どもをあるがままに受け止め、一人一人の子どもとその個性を理解し、意見を尊重しながら信頼関係を築きます。
3. 私たちは、常に子どもと家族との関係を念頭に置きながら支援を行います。
4. 私たちは、子どものプライバシーを尊重し、個人情報の保持に努めます。
5. 私たちは、子どもへの差別と虐待を許さず、権利侵害の防止に努めます。
6. 私たちは、常に施設環境及び運営の改善に努めます。

I 経営計画

◆ 短期経営計画

1. 2025年4月1日より、制度上の暫定措置で8名定員だったB棟の2寮を暫定期限後の定員である6名に変更します。これで、地域小規模児童養護施設アリエッタを含めた一宮学園の全てのユニットの定員が6名となります。
2. 令和7年度も、生活環境の向上を目指し、引き続き児童ユニットのリフォームを進めていきます。
3. 本館屋上の防水工事につきましては令和5年度より3年計画で進めてきましたが、残り3分の1を本年度で完了する予定です。
4. 本体施設の施設整備に向けて、千葉県と協議を進めていきます。

◆ 中・長期経営計画

中長期計画における最大の事業は、本体施設の建て替えとなります。当初の15か年計画においては、小規模グループケア化と並行して棟ごとに順番に本体児童棟の建て替えを行っていき、2024年～2026年を目途に本体施設6ユニット＋地域小規模児童養護施設2ユニット体制へ移行するスケジュールとなっていました。

しかしながら、この計画が現実的には実行が困難なものだったことや、数年来の世界的なインフレーションや特に建築業界における人件費の高騰等の社会情勢などを鑑み、現状の制度はもちろんとし、今後の児童養護の制度政策の方向性を見極めながら、2028年度中の竣工を目標として、千葉県と施設整備に向けた協議を進めて行く予定です。

その他、体育館の大規模改修、プールの改修又は取り壊し、厨房棟の取り壊しについても、小規模化終了後の経営状況や本体施設整備の進捗状況を踏まえながら行っていく計画です。



Ⅱ－１ 重点項目

◆ 関係機関と施設整備に向けた協議を行います

千葉県児童家庭課及び各関係機関と施設整備（本体施設建て替え・分園化・地域支援・多機能化など）について、具体的な計画・実施に向けて協議します。運営委員会内に、施設整備検討ワーキンググループを構成し、子どものニーズ及び職員ひとりひとりの創造的な施設整備に対する意見を収集し、具体的なプランを立案して評議委員会・理事会等に提案します。

◆ 運営委員会にて福祉サービスのニーズ把握と将来像の検討

子どもや子育て家庭を取り囲む社会の目まぐるしい変化を読み解き、これからの福祉サービスのニーズを模索する。従前の福祉サーブに留まることなく、これまでの実践の積み重ねを生かし、新たなニーズに応えるべくサービスの拡充につなげる。児童養護施設のトップリーダーを目指し、行政や利用者から「選ばれる施設」を目指します。

◆ 多機能化に向けた福祉サービスの検討を行います

施設の多機能化に向け、研修や派遣を通じて専門性の向上を図ります。本体施設整備に際して、多機能なサービス提供が可能になるべくハード面を検討する。特に自立支援に関する制度改革が進んでいるため、児童自立生活援助事業Ⅱ型など、すでに実施している施設の事例を集積・検討し、当園での事業展開を検討済みます。



◆ 治療的養育の実践と構築（ケアの高度化）

日々の生活場面について、「治療」を意識した実践及び実践の「知」を積み重ね理論化していきます。また、トラウマの症状の一つである解離・麻痺へのアプローチとして、5感（味覚・聴覚・嗅覚・視覚・触覚）の回復を意識した取り組みを強化します。

治療的プログラムの実施		
治療的養育	日常的に	ケアワーカー
タッチケア・アロマセラピー	月2回実施	外部セラピスト
小児臨床動作法	週2回実施	心理療法担当職員・研修受講者
CAPプログラム	2日間 ※10月実施予定	CAPスペシャリスト
TF-CBT	対象ケースの選出	心理担当職員・研修受講者
AF-CBT	対象ケースの選出	研修受講者（FSW）
PCIT	対象ケースの選出	児童相談所との協働
コミュニティ・レジリエンシー・モデル	対応スキル	研修受講者
セカンドステップ	毎週水・土曜日2グループ	心理療法担当職員・研修受講者
暴力・暴言を用いない対応スキル養成	養育のスキルの柱	全職員
ヨガ療法	月2回～4回	外部講師
プレイセラピー	対象ニーズに合わせて	心理担当職員
EMDR	対象ニーズに合わせて	心理担当職員
Brain spotting	対象ニーズに合わせて	心理担当職員

◆ トラウマインフォームド・ケアを推進します

こどもの問題となる言動の背景に、トラウマの諸影響下にあることを理解して、そのことを土台にしてケアを提供することを推進します。施設に入所している子どもたちの多くは、過去の被虐待体験によるトラウマや愛着障害・情緒障害などにより、情緒・行動上、問題を抱えています。それぞれの子どもが抱える多様なニーズに応えるためにも、安全安心な生活環境の提供はもちろんのこと、『治療的養育』という視点に重点を置き、トラウマへの治療・アタッチメントの醸成を意識した支援を多職種が連携して行います。

◆ 里親支援事業・地域子育て支援事業を実施します

レスパイトの受け入れや里親育成のための支援を継続して実施していきます。

「児童家庭支援センター」との連携により地域の子育て支援に取り組みます。

◆ ケアの高度化・多機能化を可能にすべく人材育成・定着に取り組みます

職員の育成・定着がなければ、知識の積み重ねが得られずケアの高度化が果たせないと考えます。職員の学びの機会・職員の自発的な「やりたい」を応援すべく、やりがいを持てる職場により、職員の定着を強化します。

◆ 世代別に分かれてグループ活動を行います（世代別ムーブメント）

同世代（年齢の近い）でグループを構成し、企画の立案・実施・評価を行います。職種を超え、取り決めがあった業務に留まらず、創造的に仕事を作り同世代職員間で協力し取り組みます。職員間のコミュニケーションの活性化・自主的に行う企画実行により、業務の達成感を得ることを目的にします。グループで検討して企画の立案・具体的な計画・実行します。

グループ	活動内容
A	ファミリーホーム視察見学、視聴覚室の整理、ライフストーリーワーク研修、余暇活動場所についての視察・開拓（美術館等）
B	花のある生活づくり、地域小規模児童養護施設見学（地域交流についてのモデル）、地域小規模児童養護施設を知ってもらう企画づくり
C	テーマ【発信】①上総踊り参加～一宮学園を知ってもらう～ ②SNS 運用～施設の魅力を発信しながら、人材育成・確保へ～③外部研修開催～当園の魅力を他施設へ～
D	おとな食堂（職員交流・コミュニケーション醸成）年4回、各種セラピーの受講、自身と向き合う（宿坊体験）、睡眠に関する学びを深める
E	他施設見学、研修参加、子どもとの余暇活動～出来立てお菓子の提供～
F	児童相談所一時保護所の見学、施設見学
G	セラピー体験、性教育（月経体験）、園内菜園、学園内環境整備（普段手の届かない箇所）

Ⅱ－２－１ 職場環境の整備

◆ 勤務体制の見直しを行います

運営委員会が中心となって業務内容の見直しを行い、必要な時間に必要な人員が配置できるような勤務体制を検討します。

職員が安心して成長できる職場環境を目指します。

有給休暇取得率の向上や休憩時間の確保定着に向けて、具体的な取得方法について検討、実施します。

- ・全職員大型連休（1週間）の設定等

◆ コミュニケーションの充実を図ります

情報共有システムを有効に活用し、「報告・連絡・相談」を徹底します。ただし、できる限り直接会ってコミュニケーションを図ります。毎朝の朝の打ち合わせの継続実施に留まらず、生活支援・専門室にて随時情報の集約と共有に努めます。



Ⅱ－２－２ 調理技術の向上・衛生管理

◆ 児童の嗜好調査による食事の提供に努めます

食事の提供を通して5感の活性化を意識します。調理中の音（聴覚）・匂い（嗅覚）・盛り付け（視覚）・食べることによる味覚や触覚を感じ取る大切な時間であると考えます。また、他者と「食」を共にすることによる楽しみ、すなわち「団欒」を体験することになります。単に空腹を満たすという側面に留まらず、治療的養育の一つとして「味わうこと」が実感できる調理・食事場面を意識して提供します。今年度は、特に一汁三菜の徹底、盛り付けとして食器の整備を行います。また、外食の機会についても行事としてではなく普遍的な機会として実施します。

◆ 衛生管理・感染症の対策

衛生保守管理について業者と契約をし、定期的（年6回）にモニタリングを行います。また必要に応じて消毒・防除を行います。各ユニットのキッチンユニットの所属職員が毎日清掃をして清潔に保ちます。職員の体調管理を充分に行います。また、園内で感染症が発生した場合には、感染対策マニュアルに従って、感染拡大の防止に努めます



Ⅱ－３－１ 福祉サービスの質の向上にむけた取り組み

◆ 支援内容の説明責任を果たします

子ども・家庭への支援は、回復のプロセスをどのようにエンパワメントするかが重要です。回復に向けた支援を計画するにあたり、子どもと保護者の意向を十分に把握する必要があります。また、支援内容については、サービス利用者が、自らの強み・可能性・課題について知ることが必要と考えます。そのためには、自立支援計画について、利用者の意向の確認及び強みや課題について、子ども・家庭に説明します。

支援計画策定にあたっては、現状のアセスメントの結果を踏まえ、PDCA サイクル（計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－改善（Action））に基づき行います。

◆ 生活環境の整備を行います

心地よい生活を実感できるように環境整備を強化します。まずは職員が環境整備への意識を高め、清潔でシンプルな住環境及び敷地内整備（ゴミ・草・花壇）を行います。「快」＝心地よい感覚の獲得に向け、環境整備の視点から取り組みます。

内容	実施スケジュール
クリーン作戦	毎月第4土曜日に生活スペースの大掃除を児童・職員協働で実施
環境チェック	毎月の委員会後に各ユニットの生活環境を相互にチェック
チェックシートの作成	各ホーム（地域小規模も含む）の住環境に応じて、掃除箇所の詳細なチェックシートを基に清掃する

◆ 自立支援計画の充実を図ります

東京都措置ケースについては6月、千葉県・千葉市措置ケースについては夏季施設訪問時に自立支援計画書を提出します。計画書作成にあたり、児童・保護者の意向を聴取し、個別の課題やその課題に向けた職員の関わりについてケース会議を実施します。アセスメントは、児童相談所への調査依頼・日常の行動観察を通して、児童・家庭のニーズを把握します。計画策定後は、計画に沿った支援が実施できているか、また課題への達成状況を評価して、新たな次年度計画の立案に結びつけます。支援計画には、課題に対する支援に留まらず、児童・家庭のストレングスに注目し、エンパワメントの視点に注目して作成します。

◆ 被措置児童虐待防止へむけた取り組みを行います

虐待や権利擁護をテーマとした各種研修への派遣により職員の専門性の向上を図るとともに、実習生を対象とした「職員の児童対応に関するアンケート（WEB 版）」の実施や、他業種・多職種のメンバーによる児童愛護会ケア部会でのケース検討といった児童養護の世界にとどまらない第三者的な視点を通じて、児童への不適切な対応の防止に努めます。また、協議会や第三者評価のチェックシートを実施して、日々の養育について検証する機会を得ます。

◆ 福祉サービス推進委員会を実施します

福祉サービス推進委員会を年 2 回実施します。苦情解決ポスト等に寄せられた事案について報告し、各委員から多角的視点による助言・指導を得ます。それらをもとに苦情への適切な対応を行い、サービスの高度化に努めます。また、苦情解決ポストの活用について、定期的に啓発し、有効的な利用に努めます。中高生が利用しやすいように、QR コードをポストに貼り付けました。携帯電話等でスキャンすると苦情解決 WEB 版にアクセスできます。また、推進委員と利用者との交流の機会を定期的 to 実施します。



Ⅱ－３－２ 人材の育成

◆ 計画的な研修の推進を行います

	実施内容
令和7年4月	GW「曼荼羅チャート～理念に基づく行動指針の作成～」 ファシリテーター：職員
令和7年5月	世代別WG「各世代で創造的に取り組む」 ファシリテーター：職員 研修「治療的養育の視点から考える建築」 講師：調整中
令和7年6月	研修「機中八策」～ダイジェスト版～ 講師：ケア検討委員会
令和7年7月	研修「治療的養育の実践「食」からのアプローチ」 講師：調整中
令和7年10月	研修「CAP職員ワークショップ」 講師：CAP千葉県連合協議会
令和7年11月	研修「トラウマインフォームド・ケア」 講師：調整中
令和7年12月	研修「子どもアドボカシー」 講師：調整中
令和7年1月	研修「トラウマケア 自律神経から考える「睡眠」」 講師：調整中
令和7年2月	研修「デートDV・DV」～DVが及ぼす影響とケア～ 講師：調整中
令和7年3月	世代別WG「各世代で創造的に振り返る」 ファシリテーター：職員

◆ 基本理念に基づいた部署目標・個人目標を設定します

基本理念である「こどものしあわせ」を中心に据え、各部署の業務強化項目及び個人目標を設定します。また、各会議前には基本理念の読み合わせを行います。業務で迷いが生じた時は、理念に立ちかえって「こどものしあわせ」の為に何が一番必要かという視点で対策を講じられるよう、職員一人一人に働きかけます。

外部研修会については、情報共有システムを使って研修会の報告書及び資料の閲覧ができるように整備し、情報の共有を図ります。また、研修参加に伴う勤務調整については、他部署も含めた勤務のフォローにより、学びの機会の確保に努めます。

◆ 個別研修計画と研修受講履歴のデータ化

体系的に職員を育成する指針やガイドラインの作成に取り組みます。

職員の研修受講履歴のデータ化を行います。全国児童養護施設協議会が示した「児童養護施設職員研修体系」に沿って個別研修計画を作成し、受講を遂行します。

◆ 新任職員研修について

新任職員育成対策を強化して行います。新任職員に対し具体的な仕事を指示し、その仕事を通して仕事に必要な知識・技術・態度などを意図的・計画的・継続的に指導します。

実施内容	担当
①法人理念・学園理念・社会人としてのコンプライアンス	蛭田施設長
②諸規程・措置費 等	木村事務課長
③児童保護システム・社会的養護における子どもの現状とケア	山口副施設長
④児童票の見方 ・ 家族関係支援 ・ 関係機関連携	専門課
⑤各委員会活動の紹介と活動の意図・事例検討【ピア G】	加賀ケア部部長
⑥治療的養育	山口副施設長
⑦機中八策	ケア検討委員会
⑧食育	栄養士
⑨性教育	山口副施設長

◆ オンラインや専門書等による学ぶ機会を拡充します。

図書・視聴覚室を使用して、研修 DVD や WEB 研修から学びが得られる機会を推奨します。また専門書籍も児童福祉・発達・トラウマ・アタッチメント等、児童養護施設に関連するものを更に充実させ、職員個々の「学びたい」を応援します。

Ⅱ－３－３ 組織体制の確立

◆ 業務分担の実行と評価を行います

業務を抽出し、各業務の担当者を選任します。各担当職員は、業務計画を５月に作成し、実施評価を年度末に作成します。担当業務への責任感や達成感・業務分担による効率化・業務進捗状況の見える化による他職員へのフォロー（チームワーク）を目的に実施します。

◆ ルールに則った効率的な会議の実施を目指します

特定の職員の発言に偏らないように、各業務担当から報告・提案をします。会議中に多くの職員が発言する機会を確保します。報告事項は効率よく行い、テーマを設定し、グループワークにより意見が出しやすい雰囲気を作ります。一人一人の発言が平等に取り扱われ、他の意見や行動を批判することがないように、各々が「Iメッセージ」を意識し、民主的な会議の運営に努めます。

◆ 生活支援課・専門課による支援体制を強化します

社会的養護には、従来の「家族代替」の機能から、家族機能の支援・補完・再生を重層的に果たすさらなる家庭支援（ファミリーソーシャルワーク）に向けた転換が求められています。保護者の多くは多様な生活問題（養育・経済的問題、夫婦関係等）を抱えているケースが少ない現状があります。そのような中、親子関係の関係調整、回復支援の過程は、施設と親とが「子どもの最善の利益」の視点に立って協働することによって果たされます。施設として、子どもの回復を生活担当職員・心理療法担当職員が担い、親との協働を家庭支援専門相談員が担います。ひとつの家庭の回復に向け、職種間連携により、重層的な支援体制を確立します。また、里親支援専門員が里親の支援を行います。具体的には、入所に関するアセスメント・定期的なケース会議に他職種が関わり、支援計画を検討します。また、家庭支援専門相談員が中心となり、家庭を取り巻く社会資源の整備に関わり、インケアに留まらず、家庭が再び生活をする地域福祉との連携を図ります。引き続き、看護師・自立支援担当職員（増配置）を生活支援・専門室に配置し、各職種について国が示している職域を施設内で確立します。各職種の確立と、多角的なケース対応に向けて連携を強化します。



Ⅱ－４ 各委員会活動

◆ 運営委員会

施設長・副施設長・部長・課長・係長で構成されている委員会であるため、施設全体の運営・労務管理・職員育成に関する下記の３点について、各ユニットの現状から見える課題を整理します。また、テーマごとにワーキンググループを設置し、組織全体で施設の将来像を検討します。

● 地域分散化・高機能・多機能化に向けた検討を行います

各ユニットの現状から見える課題の整理をし、小規模のメリットであるケアの高度化・地域分散化に向けて、トラウマ治療・アタッチメントの醸成について、時代のニーズに合った、意図した支援体制を確立します。

● 労務管理の体制整備を行います

勤務時間、仕事内容について共有し、効率よくモチベーションがあがるような体制を構築します。

● 職員育成の現状と課題についての検討を行います

全職員の状況を共有し、職員間の連携、専門部・ケア部・事務部の連携・協働を強化して、職員育成・風通しの良い職員集団の育成に当たります。また、施設内研修会の内容について検討します。

◆ ケア検討委員会

施設内で起こっている、また起こり得る諸問題について、ケアの視点からどのように取り組むべきか検討し、施設全体への波及や提言を行います。委員会メンバーを更に細分化し、ワーキンググループとして対象のテーマについて、課題の明確化や実践を行います。

● 事例検討をもとにアセスメントについての検討を行います

各ユニットより事例を挙げ、アセスメントシートを用いて検討します。他ユニット職員や多職種からの視点で意見を出し合うことで、アセスメント力の向上を目指します。検討したら終わりではなく、その後の経過や変化についても確認していきます。

また、効率的なアセスメントシート（ケース検討シート）の様式についても検討します。

● 「機中八策」について啓発・実行します

非暴力のコミュニケーションの具体策として、支援の中で「機中八策」（子どもとのスムーズな対話術）を取り入れます。毎年10名程度の職員が「八策士」トレーナー資格の取得を目指します。職員全体への周知や共通言語化のために、日々発信していきます。

- ① 毎月の職員会議にて、機中八策のダイジェスト版や現場での実践報告を実施。
- ② 機中八策コミュニケーションカード（オレンジカード・ブルーカード）の作成・配布。
- ③ 八策士養成講座の実施（年1回）

● 現状の課題に即したテーマでの検討をします

各ユニット児童の状況を随時共有し、対応に困っていることやユニット内で困っていること等を共有しながら、課題について取り扱い、具体的な支援方法を追求します。

● 被措置児童等虐待ガイドラインをもとにインケアについての検討をします。

非暴力の対応に関して、ガイドラインを読み解くことで、子どもの入所前の支援や援助に至るまでのプロセス、機関連携について探求し、当園でのインケアのあり方を検討します。

◆ 食生活委員会

季節行事や旬の食材に関心が持てるように「食」の視点からアプローチします。「食」を通じて、健康・衛生・嗜好を知る機会を提供します。

● 季節感や行事に合わせた食事提供を検討、実施します

ユニットごとの調理への移行に伴い、既に実施している各ユニットでの季節感や行事に合わせた食事の工夫を、情報共有し、よりよい提供方法を検討します。

● 食に対する興味関心の向上を目指します

ユニットごとの調理を通じ、食材を知り、実際に触れることで料理の楽しさや、子どもたちからのリクエストにも柔軟に応えられる機会を設けます。

● 年齢や子どものレベルに合わせた食育を実施します

日々の生活の中で職員と買い物に同行し、食事場面の手伝いを通して、調理に慣れ親しんでいけるように促します。退園間近の子どもには、自立支援棟を活用し、自炊（一人暮らしでできる簡単な調理）が体験できる機会を提供します。

● 食育の視点から子どもの支援方法を検討します

子どもの食育に関する情報収集により、アセスメント方法を検討します。食育の視点に特化したアセスメントシートを作成し、それに基づいた事例検討会を実施します。

● 小規模における食の提供について検討します

ユニットごとの調理による情報共有・情報交換や、ユニットごとで食の提供方法が違うことによるメリット・デメリットを洗い出し、今後の提供方法に反映させます。

◆ 地域交流委員会

施設の高度化・多機能化に伴い、施設からの積極的なアウトリーチによる地域連携に取り組んでいきます。子ども、職員、施設が地域社会と繋がることで地域における子どもの理解、施設理解の深化を目指します。

● ニーズに合ったボランティア活動を受け入れます

子ども達が社会参加できる第一歩として、学習や遊びの場面から、対人関係や創造性、創作力、充実感、達成感、満足度など心身に良い影響を心掛けます。

● ボランティアコーディネート力の向上に努めます

施設でのボランティア受け入れについての基礎的な知識を深めることと、他施設などとの意見交換を行うことにより、新たな見識を深めます。また、ネットワークの構築につなげるべく、積極的に学びの機会を設け、ボランティア自身が「活動して良かった。」と思えるように心がけます。

◆ 包括的性教育委員会「さわやか」

● プログラム内容および実施予定

小学校低学年にはプライベートシリーズ(全13回)

小学校高学年には思春期シリーズ(全4回)

中高生対象の科学的な性教育(性交・出産・避妊・STD・性情報・デートDV・性的同意)

上記実践プログラムを月1回の頻度で実施します。

● 教材の作成と研究を行います

子どもに伝わることを目的とした教材作りとその研究を行います。性に関する良書を購入し、各ユニットに置くことで、子どもが手に取って正しい情報に触れられるように整備します。

● 活動内容を公表することで社会に貢献します

当園の実践について、他施設・メディアからの問い合わせがあった場合は、適宜情報の提供を行います。

● 積極的に研修に参加し、職員全体の知識向上に努めます

性教育委員会を中心に、積極的に研修への参加を促し、職員全体の知識向上に努めます。研修報告会の実施、性教育に関する知識の情報共有を行い、生活ベースでの性教育の質の向上を目指します。

● 活動の拡充に向けて取り組みます

性教育研究会主催の学術大会等で発表を行うことにより、他の視点からの意見を得て、更なる活動の拡充につなげます。

◆ 防災委員会

発災の際の心構えについて、日常生活を通じて啓蒙し、訓練でのスキル向上や児童・職員間の協力により、生命、身体及び財産等の保全を図るとともに、かかる事態に対して万全を期するように準備をします。

● 総合防災訓練を実施します

南消防署の協力のもと、年2回（避難・消火訓練）訓練を実施します。

● 各棟防災訓練の実施について

実施報告書の管理および内容を確認し、より効果のある訓練となるようにサポートします。

● 防災設備の管理を行います

緊急ブザー・配電盤の定期的な動作確認を行い、非常時の使用に備えます。

● 防災備品の管理を行います

防災リュックの中身を年3回確認し、非常時の使用に備えます。使用期限や賞味期限の確認をして、期限切れとならないように管理をします。

● 子ども対象の防災イベントを実施します

大災害、特に発災直後に子どもたちが、自らの大切ないのちを守る力を身に着けるために防災に関するイベントを企画、実行します。

◆ 委員会・園内会議日程

職員会議……………月1回

委員会……………月1回

ケース会議……………月2～3回

部門調整会議……………月1回

入所調整会議……………随時

朝の打ち合わせ会…毎週月・火・木・金9時15分～10時



Ⅱ－５－１ 他機関との連携

◆ 東京都・千葉県担当課との連携を深めます

対応困難なケースについて、担当課・児童相談所・施設の３者による検討により、助言・指導を得ます。また、担当課の依頼があった場合、研修会での実践報告や情報提供を行います。小規模ケア化に向け、管理職を中心に担当課との検討を継続的に進めていきます。

◆ 児童相談所との連携と協働を強化します

入所調整・協働支援・家族関係調整について、定期的な状況報告と助言・指導を得ます。また、援助依頼書の提出により、心理再判定や関係者会議の実施、通所指導を行います。問題発生時をきっかけに上記の協働を始めるのではなく、予防的に児童相談所と協働する事に努めます。また、児童相談所との協働により、子どもやその家族への治療プログラムを実施します。

◆ 医療機関との連携を密にします

嘱託医と連携を密にし、予防接種の実施調整および早期検査を行います。また、児童精神科通院の際には、必要に応じて、ユニット職員とともに生活支援・専門室職員（看護師・心理療法担当職員）を派遣し、担当職員による行動観察・寄り添いと合わせて、専門的知見によるアセスメントについても報告し、医師の助言について学校との共有に努めます。

◆ CAPを継続的に実施します

3つの実践（職員ワーク・子どもワーク・地域セミナー）を実施します。

「職員ワークショップ」

「地域セミナー」（地域のおとな・学校職員対象）

「子どもワークショップ」

上記2つのおとなワークショップは、「いじめ」「虐待」などテーマを設定して実施します。CAPプログラムは、施設・学校・地域の三者が一体となって、子どもたちが安心・安全に成長できる環境を整え、その上で、子ども自身に大切な自分を守るための知識とスキルを伝え、何ができるかを一緒に考えていく3つのアプローチをとっています。

10月に職員ワーク・12月に子どもワーク・2月に地域セミナーを実施します。

◆ 養成校との連携を強化します

実習生の受け入れは、年度内60名前後を予定しています。実習時間（基準90時間）の内、講義の時間を充実させ、各プログラム（暴力・暴言を用いない支援スキル・性教育・心理等）について説明します。また、児童福祉・保育関連校の各ゼミの合宿や校外授業・授業への講師派遣を積極的に受け入れ、実習生から得る視点は、若者世代の視点や職員が初心に立ち返る機会を得るものとなっています。また、次世代人材の確保を意識した実習の受け入れを行います。今年度については、養成校への

働きかけを行い、学生向けの施設見学会や施設利用（体育館や会議室等の貸し出し）の件数を増やすことで、施設理解の場を数多く提供します。

◆ 児童に関わる各種団体と協働します

各種 NPO 団体等が提供するプログラムに積極的に参加します。児童福祉分野以外の活動からも、多角的な視点の学びを得ると共に、児童へ社会参加の機会を提供します。

団 体 名	目 的	内 容
ブリッジフォースマイル	自立支援	年 6 回のプログラムを受講
わたしのみらい	自立支援	職業体験やアフターケアに関わる講座
フェアスタート	就労支援	職業適性検査の実施 再就職支援・サポート
ライツオンチルドレン	PC スキル支援	高校生を対象に PC 贈与およびスキル講習会の実施
いのちを守る@プロジェクト JAPAN (IMPJ)	防災	防災研修の実施 防災に関する助言
ARTQ INSTITUTE	イベント企画 タッチケア アロマセラピー	年 2 回のイベント実施（五感を通じたプログラムの提供）
(株) いろだま	アートを通じた表現活動	月 1 回のアートプログラムの実施
NPO 法人グリーンウッド 自然体験教育センター	自然体験活動を通じた五感へのアプローチ	夏季休業中に長野県にて自然体験活動を提供
NPO STARS	職員研修 自立支援	高校生対象の自立支援講座、メイクアップ講座、職員向けテーマ別研修
その他の団体	各団体の活動を知り、多角的な視点を得る	

◆ はじめのいっぽ後援会との連携について

アフターケアへの取り組みとして、外部団体である後援会と情報を共有し、退所後ケアに対応します。また、インケアの時期から繋がりを持つために、「はじめのいっぽ後援会」との協働を図り、子どもへの自立支援・リービングケアについて、ケア検討委員会や包括的性教育委員会が企画し、自立に向けた学習会等を実施します。

Ⅱ－５－２ 地域との連携

◆ 児童家庭支援センターとの連携を深めます

児童家庭支援センター「いちのみや」と協働し、里親支援や退園児童のアフターケアを中心に、地域の予防的支援に取り組みます。

◆ こども園、小中学校、高校との連携を深めます

各通学機関と定期的連絡会を実施します（学期ごとに１回）。また、状況に応じて、個別支援会議の設定やＰＴＡ役員の選出、保護者会に職員を派遣します。



